

# 県立病院における診療情報の 提供に関する指針

平成12年11月

千葉県健康福祉部県立病院課

## 目 次

第 1 目的	1
第 2 用語の定義	1
第 3 提供する診療情報の範囲	1
第 4 診療情報の提供を申し出ることができる者	2
第 5 診療情報提供の申し出期間	2
第 6 診療情報提供の手続き	2
第 7 診療情報を提供しないことができる場合	3
第 8 診療情報提供委員会の設置	3
第 9 診療情報の提供に必要な費用の徴収	3
第 10 円滑な診療情報提供のための環境整備	4
様式 1 診療情報提供申出書	5
様式 2 診療情報提供回答書	6

## 県立病院における診療情報の提供に関する指針

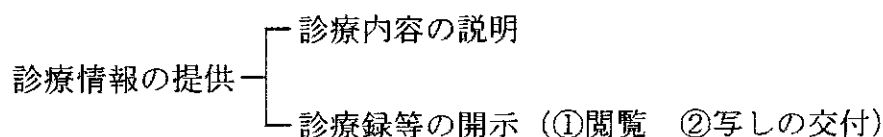
### 第1 目的

今日の医療においては、患者と医療従事者が共同して疾患を克服するという視点が重視され、インフォームド・コンセントの理念に基づく医療の重要性が高まっている。

そのため、患者等に診療情報の提供を的確かつ適正に行い、医療における患者個人の知る権利及び治療方法等に関する患者の自己決定権を重視し、千葉県立病院（以下「施設」という。）における質の高い医療の実現を目指し、施設が共通の認識のもとに診療情報を提供することを目的とする。

### 第2 用語の定義

- (1) 診療情報の提供： 診療の過程で得られた、患者の身体状況、病状、診断、治療等について情報を提供すること。  
診療情報提供の方法は、診療内容の説明、診療録等の開示とする。
- (2) 診療内容の説明： 日常の診療において診療録等を提示し、診療内容を具体的にわかりやすく説明すること。
- (3) 診療録等の開示： 診療録等を閲覧に供すること並びに写しを交付すること。
- (4) 閲覧： 指定した日時・場所で、職員立会いのもとに診療録等を調べ、読むこと。



(注)

日常の診療活動における診療情報の提供は、診療録等の提示による口頭説明を原則とする。なお、口頭説明を補完するため、診療情報の内容を書面にして説明した場合は、その書面を提供することができる。ただし、診療録等の内容を逸脱してはならない。

### 第3 提供する診療情報の範囲

提供する診療情報の範囲は、医師法第24条に規定する診療録、歯科医師法第23条に規定する診療録、その他医療従事者が作成した看護記録、処方せん、検査記録、エックス線写真等（以下「診療録等」という。）診療

を目的として施設が作成し、または取得した記録とする。

#### 第4 診療情報の提供を申し出ることができる者

診療情報の提供を申し出ることができる者（以下「申出者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 患者本人
- (2) 患者本人以外の者
  - ア 成年被後見人の法定代理人
  - イ 未成年者の法定代理人
  - ウ 実質的に患者のケアを行っている親族又はそれに準ずる者  
ただし、患者本人が合理的判断ができない状態にある場合を除き、当該患者の同意を必要とする。
- (3) 患者本人が死亡した場合の特例  
患者本人が入院中に急死するなど意思表示が明らかでない場合で、遺族からの申し出があったときは、施設の長は第8に定める「診療情報提供委員会」（以下「委員会」という。）に諮り、診療録等の診療情報の提供を行うことができる。

#### 第5 診療情報提供の申し出期間

申出者は、原則として、患者本人の受療期間中に、当該受療中の疾病に係る診療録等診療情報の提供の申し出を行うものとする。

ただし、患者本人が死亡した場合の特例として行う診療録等の診療情報提供の申し出については、患者の死亡日の翌日から起算して60日以内の期間とする。

#### 第6 診療情報提供の手続

日常の診療活動における診療情報の提供については、口頭説明を原則とするが、より詳細な情報が必要な場合は、次の手続きによる。

- (1) 申出者は、診療録等の診療情報提供の申し出にあたっては、「診療情報提供申出書」（別紙様式1）を施設の長に提出しなければならない。
- (2) 施設の長は、申出書を受理した日から起算して15日以内に、診療情報の提供の可否等について決定し、申出者に対して「診療情報提供回答書」（別紙様式2）により通知する。ただし、やむを得ない理由により規定の期間内に決定することができないときは、申出書を受理した日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合、速やかに延長の理由を申出者に通知するものとする。

(3) 施設の長は、診療情報提供の可否等の決定にあたり、あらかじめ委員会に諮るものとする。

ただし、診療情報を提供することに特に問題がないと施設の長が判断したときは、委員会での審議を省略することができる。

この場合、施設の長は直近の委員会に報告するものとする。

(4) 施設の長は、個人情報の保護の観点から申出者に対し、自己の責任において、当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起するものとする。

#### 第7 診療情報を提供しないことができる場合

次のいずれかに該当する場合には、施設の長は、委員会に諮ったうえ、診療録等の診療情報の一部又は全部を提供しないことができる。

- (1) 第三者の情報で、当該第三者の権利・利益を損なうおそれがあるとき。
- (2) 患者本人以外から診療情報提供の申し出がなされた場合であって、提供することが患者本人の利益に反すると認められるとき。
- (3) 治療効果等への悪影響が懸念される時。

#### 第8 診療情報提供委員会の設置

施設の長は、診療情報の提供の可否等を諮るため、診療情報提供委員会を設置するものとする。

- (1) 委員会の構成は、医療局長、看護部長、事務局長等とし、施設の長が指名する。
- (2) 委員会は、施設の長の諮問に応じて、診療情報の提供の申し出に対する可否を答申する。
- (3) 委員会は、提供の可否を決定するにあたり、申出者の適否、提供範囲等について公平かつ慎重に審議しなければならない。

#### 第9 診療情報の提供に必要な費用の徴収

診療情報の提供に必要な費用の徴収については、次のとおりとする。

- (1) 閲覧、口頭説明及び説明時の書面の提供については無料とする。
- (2) 診療録等の写しの交付については、フィルムの場合は、社会保険診療報酬医科点数表に定める額を実費とする。ただし、診療録、看護記録等文書の写しについては、千葉県個人情報保護条例事務取扱要綱で定める「写しの作成に要する費用（実費）」相当額とする。

## 第10 円滑な診療情報提供のための環境整備

(1) 医師等は、診療録等を患者等にわかりやすいように作成するよう留意するものとする。

また、施設の長はわかりやすい診療録等の作成を促進するため、必要に応じて医師等に対する研修を行う。

(2) 「診療情報提供申出書」、「診療情報提供回答書」等診療情報の提供に関する諸記録については施設内において厳格に管理及び保管するものとする。

### (付記)

(1) この指針の運用にあたっては、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）（以下「条例」という。）の趣旨を尊重し、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の保護を図ることに十分配慮すること。

(2) この指針に基づく、診療情報の提供の申し出は、条例による開示請求を妨げるものではない。